

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案） 概要

1 改正理由及び内容

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正（元.12.11 公布、2.4.1 一部施行）等を踏まえ、幼稚園教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の維持向上に資するため、業務量の適切な管理等に係る改正をする。

【参考】規則で定める業務量の適切な管理等（案）の概要

- 1 在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間等の上限について
在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）の上限
 - ア 1月当たりの時間外在校等時間の上限：45時間
 - イ 1年当たりの時間外在校等時間の上限：360時間にかかわらず、幼稚園教育職員が幼児に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合の時間外在校等時間等の上限
 - ア 1月当たりの時間外在校等時間の上限：100時間未満
 - イ 1年当たりの時間外在校等時間の上限：720時間
 - ウ 連続する2月～6月の時間外在校等時間の月平均：80時間
 - エ 1月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える月数の上限：1年につき6月
- 2 幼稚園教育職員の業務量の適切な管理、健康及び福祉の確保を図るために必要な事項について、教育委員会が別に定める。

2 施行期日

令和2年4月1日